

岡崎市監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定に基づき実施した住民監査請求の結果は別紙のとおりである。

令和3年2月10日

岡崎市監査委員	岡	島	讓
同	長	谷川	龍 伸
同	築	瀬	太
同	井	村	伸 幸

市民オンブズ岡崎
渡邊 研治 様

岡崎市監査委員	岡 島 讓
同	長谷川 龍 伸
同	築 瀬 太
同	井 村 伸 幸

住民監査請求の監査結果について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき令和2年12月16日付けで提出のあった岡崎市職員措置請求書による住民監査請求について、同条第5項の規定に基づき監査した結果は、下記のとおりです。

記

第1 請求の受理

本件請求については、所要の法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第2 請求の要旨

請求人提出の措置請求書による請求要旨は次のとおりである。

1 請求すべき事柄

平成30年度から令和元年度の2年度にわたり全く活動実績がない消防団員（団員A、団員B、団員C）3名は、活動の意思がないにもかかわらず名前だけ団員登録していることが思料される。活動実績のない消防団員について、過去2年度にわたり消防本部に一覧表にして指摘しており、報酬の返納や条例の改善などの要望を申し入れたが、それに応えることなく現在に至っている。活動実績がないにもかかわらず報酬を支出したのは不当な支出であり、当該消防団員並びに無駄な支出を容認、放置して市の財政を無駄に浪費させた消防長及び消防本部会計担当責任者に対し、相応の分担をさせて岡崎市へ219,000円（年報酬36,500円×2年分×3名）を返還させるよう市長が措置することを求める。

2 請求する理由

法第2条第14項は「地方公共団体は、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」と規定している。しかし、消防長は複数年にわたり活動実績がない消防団員に対し報酬を支出してきた。

消防団員の報酬は岡崎市消防団条例第8条の規定に基づき支給される。平成29年度の報酬及び出動手当を精査したところ、一度も出動実績がない消防団員が20名いることが判明した。平成30年12月20日付けで消防本部及び消防団連合会に報酬の返納を求めるよう申し入れを行ったところ、平成31年2月5日付け消防長回答により活動実績が示され、今後は改善されるものと理解した。次に令和2年3月17日付けで再度市長及び消防長に申し入れを行い、平成29年度から平成30年度の2年間で出動回数が1回以下の消防団員9名から報酬の全額あるいは一部返納を求め、減額規定もしくは返納規定を設けるよう要望した。さらに令和2年度に情報公開請求したところ、平成30年度から令和元年度の2年間で出動回数が2回以下の消防団員が退団者を含め9名いることが判明した。

これらのことから、消防本部には活動実績のない消防団員に報酬を支給している実態を全く改善する意図が感じられない。よって、平成30年度から令和元年度の2年間で出動回数が0回である団員A、団員B及び団員Cに支出した報酬について、当該消防団員並びに報酬の返納や条例の改善などの措置を講じず無駄な支出を容認、放置して市の財政を無駄に浪費させた消防長及び消防本部会計担当責任者に対し、連帯して岡崎市に返還させることを求める。

第3 監査の実施

監査委員は、請求人から請求を補足する陳述を受けたほか、消防本部総務課から提出された書類を調査するとともに関係職員等からの事情聴取を実施した。

1 請求人による証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定により、請求人に対し令和3年1月15日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、以下のとおり請求書の記載内容に係る補足説明があった。要旨は次のとおりである。

請求対象とした3名の消防団員は、活動実績がないにもかかわらず報酬を受け取っており、これは報酬の詐取にあたる。よって返納を求めるのは当然であり、報酬の詐取を黙認してきた消防長や会計担当も共同責任がある。

2 監査対象部局の調査

法第199条第8項の規定により、消防本部総務課に対し関係書類の提出を

求め調査するとともに、当該請求に係る関係職員等として令和3年1月9日に消防本部総務課長、総務課副課長、六ツ美消防団団長及び第3部部長から、同月15日に消防本部総務課長、総務課副課長、岡崎消防団団長及び第1部部長からそれぞれ事情聴取を実施した。要旨は次のとおりである。

(1) 消防本部総務課

ア 団員A、団員B及び団員Cに対する報酬の支給について、岡崎市消防団条例第8条第1項に基づく報酬の支給に係る支出負担行為決議書、債権者及び支給額一覧及び支出命令書の写しから次表のとおり支給した事実を確認した。

なお、報酬の支給方法は、岡崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第5条第1項第1号の規定に基づき、4期に分けて年額の4分の1の額を支給している。

年度	1人当たり報酬(年額)	支出日	1人当たり支給額	合計支給額(3名分)
平成30	36,500円	平成30年6月21日	9,125円	27,375円
		平成30年9月21日	9,125円	27,375円
		平成30年12月21日	9,125円	27,375円
		平成31年3月20日	9,125円	27,375円
令和元	36,500円	令和元年6月21日	9,125円	27,375円
		令和元年9月20日	9,125円	27,375円
		令和元年12月20日	9,125円	27,375円
		令和2年3月19日	9,125円	27,375円
合計額			73,000円	219,000円

イ 岡崎市消防団条例第9条第1項の規定に基づく費用弁償に係る支出負担行為決議書、債権者及び支給額一覧及び各消防団から消防長宛てに毎月提出される災害・訓練・警備・広報・整備出動報告書(以下「出動報告書」という。)により、団員A、団員B及び団員Cに対し費用弁償の支給がなかったことを確認した。

費用弁償の支給対象となる活動については、災害時における出動のほか、消防本部が各消防団に対し参加を要請した訓練、警備、広報等がある。各消防団に対する参加要請人数は、年6回開催している消防団長会議において各消防団長の合意を得ている。各消防団は出動した人員を出動報告書により消防本部に報告し、消防本部は出動報告書に基づいて各消防団員に費用弁償を支出している。

(2) 六ツ美消防団

ア 消防団の活動については、出勤報告書により消防本部に報告している活動のほか、次のとおり消防団独自の活動を実施している。

(ア) 各月例会における消防本部からの連絡事項伝達、活動予定の参加確認

(イ) 夏祭りや神社祭礼等、地区行事の防火警備

(ウ) 学区等における防災訓練

(エ) 消防団消防操法大会練習等の自主訓練

イ 消防団員は、地区の状況に精通しており、常時、地区の防災を念頭に置き生活している。消防車のサイレンが鳴れば災害はどこかと気にし、台風等の自然災害が予想される場合は出勤要請に備え、対応をどうするかを考えて行動している。

ウ 団員Cは、平成30年4月入団辞令伝達式及び式終了後の消防訓練に参加している。また、令和元年5月に開催される消防団消防操法大会出場の自主訓練に週1度であるが、早朝5時から1時間、3か月間活動に参加している。

(3) 岡崎消防団

ア 消防団の活動については、出勤報告書により消防本部に報告している活動のほか、次のとおり消防団独自の活動を実施している。

(ア) 各月例会における消防本部からの連絡事項伝達、活動予定の参加確認

(イ) 夏祭りや神社祭礼等、地区行事の防火警備

(ウ) 学区等における防災訓練

(エ) 消防団消防操法大会練習等の自主訓練

イ 消防団員は、地区の状況に精通しており、常時、地区の防災を念頭に置き生活している。台風や大雨の際には、過去の経験から浸水しやすい道路や川を見回り、異状がないか確認している。

ウ 団員Aは、経歴20年超のベテラン団員であり、初任者向けの訓練は参加していないが、各月に開催する例会には仕事に支障がない限り参加しており、団として消防活動のアドバイスを得ている。また、例会後のポンプ水出しなど消防器具のメンテナンスの指導を得ている。

エ 団員Bは、経歴5年超の中堅団員であり、初任者向けの訓練は参加していないが、各月に開催する例会には仕事に支障がない限り参加しており、団として消防活動のアドバイスを得ている。また、例会後のポンプ水出しなど消防器具のメンテナンスの指導を得ている。

第4 監査の結果

1 主文

本件請求の一部を却下し、残りの部分を棄却する。

2 監査対象事項

(1) 監査対象期間

請求人は、平成30年度から令和元年度に団員A、団員B及び団員Cに支出した報酬が不当である旨主張する。

法第242条第2項において、監査請求は「違法若しくは不当な公金の支出のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない」と規定していることから、監査対象期間が適正であるかどうかを検討した。

(2) 報酬支給の適否

請求人は、出勤報告書による報告が一度もないことを根拠とし、活動実績のない団員に報酬を支払っていることは不当な支出であり、その支出を容認した消防長及び消防本部会計担当者と連帯して岡崎市に当該報酬を返還させることを求める旨主張する。

そこで、当該団員に活動実績がなかったかどうかを調査した。

3 監査委員の判断

(1) 監査対象期間

法第242条第2項によれば、監査対象となる支出は最近1年間における支出に限られるため、前述第3の2(1)アのとおり、令和元年12月20日及び令和2年3月19日に支出した計54,750円が監査の対象となり、それより前の支出は対象とならない。

次に、財産管理等を怠る不作為の責任が問題となる場合には、法第242条第2項の期間制限は適用されないとされている（昭和53年6月23日最高裁判決（昭和52年（行ツ）第84号））。そして、財務会計上の「怠る事実」は、「真正怠る事実」と「不真正怠る事実」に分類され、「真正怠る事実」はこれを対象とする監査請求に請求期限がなく（法第242条第2項の適用がない）、「不真正怠る事実」は、これを対象とする監査請求に請求期限がある（法第242条第2項の適用がある）とされている。

請求人の主張を「市が不当に支出した報酬を当該団員が受領したことは不当利得を得たこととなり、報酬の支出を容認した消防長及び消防本部会計担当者は当該団員に対し不当利得返還請求すべきことを怠っている」と解した場合は、一次的にその支出が不当な支出であるかどうかを判断しなければならず、「不真正怠る事実」として法第242条第2項の適用があり、

監査対象期間は1年と解される（昭和62年2月20日最高裁判決（昭和57年（行ツ）第164号））。そうすると、監査対象は本件請求を受理した令和2年12月16日より前1年の支出に係る財産管理等を怠った不作為となり、それ以前の財産管理等を怠った不作為については監査対象に該当しない。

また、請求人の主張を「過去において活動実績のない消防団員に報酬を支払わないようにルールを是正するべきであったのにそれを怠った」と解した場合も、「過去のある時点で活動実績のない消防団員に違法に報酬を支払う状態があったかどうか」の判断が必要となるため、やはり「不真正怠る事実」として法第242条第2項の適用があり、監査対象期間は1年となり、それ以前の不作為については監査対象に該当しないことになる。

したがって、監査対象となる支出は、前述第3の2(1)アのとおり、令和元年12月20日及び令和2年3月19日に支出した計54,750円となり、財産管理等を怠った不作為もそれに関する不作為となる。

(2) 報酬支給の適否等

消防団活動については、前述第3の2のとおり、出勤報告書により報告する活動のほかに消防団独自の活動があることが認められた。

また、消防団は個々の判断により、台風等により浸水するおそれのある危険箇所の見回りを実施するなど、地域防災力の中核として、その役割を果たしているものと認められた。

さらに、団員A、団員B及び団員Cのそれぞれについて、次のような具体的事実が認められた。

ア 団員Aについては、前述第3の2(3)ウのとおり、例会に参加した事実が認められ、消防団活動に参加していたことが認められる。

イ 団員Bについては、前述第3の2(3)エのとおり、例会に参加した事実が認められ、消防団活動に参加していたことが認められる。

ウ 団員Cについては、前述第3の2(2)ウのとおり、自主訓練等に参加した事実が認められ、消防団活動に参加していたことが認められる。

このように、団員A、団員B及び団員Cがそれぞれ消防団活動をしていたと認められるのであれば、団員A、団員B及び団員Cに対する報酬の支給が違法、不当となることはない。

そして、団員A、団員B及び団員Cに対する報酬の支給が違法、不当でないのであれば、消防長や消防本部会計担当者がそれら支給された報酬の返還請求を怠ったとはいえ、また、消防長や消防本部会計担当者が不当な支出をしないようルールを是正すべき義務を怠ったということもできない。

(3) 結論

以上のことから、主文のとおり、本件監査対象外の支出を問題とする部分についてはこれを却下し、監査対象となる消防団報酬については不当な支出であると認められないことから請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。